



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)
号外 第 47 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

- 島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) 1
- 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (") 2

告 示

- 第10次鳥獣保護事業計画の公表 (森 林 整 備 課) 2
- 特定鳥獣保護管理計画の公表 (") 2
- 特定鳥獣の狩猟期間の延長、捕獲等の禁止の解除及び捕獲等の数の制限の一部解除 (") 2

除

公布された条例等のあらまし

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第42号)

1 規則の概要

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理 (様式第24号関係)

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第43号)

1 規則の概要

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理 (別表第 2 関係)

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第42号

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 (昭和45年島根県規則第12号) の一部を次のように改正する。

様式第24号中「養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第43号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成11年島根県規則第80号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表1の項整備基準の欄のイ、同表2の項整備基準の欄の力、同表3の項整備基準の欄の才、同表5の項整備基準の欄の(1)、同表7の項整備基準の欄の(1)及び同表8の項整備基準の欄の(1)中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第282号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を定めたので、同条第4項の規定により告示する。

なお、当該鳥獣保護事業計画は、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第283号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき、特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画、特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画及び特定鳥獣(ツキノワグマ)保護管理計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により告示する。

なお、当該特定鳥獣保護管理計画は、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第284号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項及び第2項の規定に基づき、特定鳥獣の狩猟期間の延長、捕獲等の禁止の解除及び及び捕獲等の数の制限の一部の解除を次のとおり行う。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 特定鳥獣の狩猟期間の延長

(1) 対象狩猟鳥獣

イノシシ

(2) 対象区域

次に掲げる区域を除く県内の区域

ア 隠岐島

イ 国指定鳥獣保護区

(3) 延長期間

平成19年10月 1 日から平成24年 3 月31日までの期間内において、毎年11月 1 日から翌年の 2 月末日まで

2 特定鳥獣の捕獲等の禁止の解除

(1) 対象狩猟鳥獣

ニホンジカの雌

(2) 対象区域

次に掲げる区域を除く県内の区域

ア 隠岐島

イ 国指定鳥獣保護区

ウ 弥山山地（出雲市国富町地内の国道431号線と市道口宇賀西代本線との交差点を起点とし、同国道を西進して主要地方道大社日御碕線及び県道斐川一畑大社線との交点に至り、同点より主要地方道大社日御碕線を西進して市道海岸線との交点に至り、同地点より稲佐の浜を通り日本海岸に至り、同海岸線を北西に進み、日御碕灯台海岸を経て東進し、河下港を経て布勢灘海岸に至り、同海岸より県道斐川一畑大社線と県道鱒淵寺線との交点に至り、同地点より県道鱒淵寺線を南東に進み、市道口宇賀西代本線に接し、同市道を南東に進み、前記起点と結んだ区域）

(3) 捕獲等の禁止の解除を行う期間

平成19年10月 1 日から平成24年 3 月31日まで

3 狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除

(1) 対象狩猟鳥獣

ニホンジカ

(2) 対象区域

2 の(2)と同じ

(3) 制限を一部解除する期間

2 の(3)と同じ

(4) 一部解除後の捕獲等の数の 1 日当たりの上限

1 人につき 2 頭

